

## 社会福祉法人みどり会

### みどりデイサービスセンター 運営規定

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人みどり会が開設するみどりデイサービスセンター(以下「事業所」という。)が一体的に行う通所介護事業及び予防給付型通所サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員等(以下「職員等」という。)が、要介護者、要支援者又は事業対象者(以下「要介護者等」という。)にある高齢者に対し、適切な通所介護及び予防給付型通所サービス(以下「通所介護等」という。)を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所は、日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の社会的孤立感の解消及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

2 事業所は、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護等を提供する。

3 事業所は、関係市区町村、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 みどりデイサービスセンター
- (2) 所在地 和歌山県和歌山市土佐町3丁目25番地

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名以上

利用者及び家族に対する適切な相談・援助等を行うとともに、通所介護等の利用の申込に係る調整、他の職員と協力して通所介護計画及び予防給付型通所サービス計画の作成補助等の業務に従事する。

- (3) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活に必要な心身の減退を防止するための機能訓練、助言を行う。

- (4) 介護職員 4名以上

通所介護等における入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

- (5) 看護職員 1名以上

利用者の健康管理及び心身状態の把握、健康相談等に従事する。

- 2 利用者の食事提供に従事する者については、業務委託とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 : 月曜日から金曜日(祝日も含む)までとする。  
ただし、12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 : 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間 : 午前9時00分から午後4時30分

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は、30名とする。

(通所介護等の内容)

第7条 通所介護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話及び支援
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴
- (4) 機能訓練(短時間型通所サービスを除く。)
- (5) レクリエーション
- (6) 健康チェック
- (7) 送迎
- (8) 相談

(利用料等)

第8条 通所介護等を提供した際の利用料の額は次のとおりとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合証に記載のある割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 通所介護を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とする。

(2) 予防給付型通所サービスを提供した際の利用料の額は、和歌山市長が定める基準による額とする。

2 利用者の希望により次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 500円 (おやつ代含む)

(2) おむつ代 テープ止めタイプ 130円 尿取りパット 50円  
リハビリ用パンツ 180円

(3) 散髪代 2000円

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 通所介護 和歌山市

(2) 予防給付型通所サービス 和歌山市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意することとする。

(1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。

(2) 他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただく場合があること。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員等は、通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

2 防火訓練計画により、定期的の訓練を実施する。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の協力が得られるように努める。

(相談・苦情に対する対応方針)

第14条 事業所は、利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故に対する方針)

第15条 事業所は、利用者に事故が生じた場合には、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持し、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとする。また、外部への情報提供を要する場合にあっては必要に応じ、利用者及びその家族の同意を得るものとする。
  - 3 職員であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含めるものとする。
  - 4 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間、保管する。
  - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人みどり会、理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日から変更実施する。